

水防法等の一部を改正する法律 <平成27年5月13日成立、5月20日公布>

資料1-①

背景・必要性

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発
- 都市における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力等が必要
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の脆弱化が進む中、予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新により、下水道機能を持続的に確保することが必要
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要



平成25年8月大阪市梅田駅周辺での浸水

改正の概要

※ 多発する浸水被害への対応を図るため、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

1. 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策 [ソフト対策]

- 現行の洪水に係る浸水想定区域※について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充
- 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設け、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表

※浸水想定区域…市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。



2. 比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策[ハード対策]

官民連携による浸水対策の推進

- 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設



雨水排除に特化した公共下水道の導入

- 汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した下水道整備を可能とするよう措置



3. 持続的な機能確保のための下水道管理

下水道の維持修繕基準の創設

- 下水道の維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加

地方公共団体への支援の強化

- 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が、高度な技術力を要する管渠の更新等や管渠の維持管理をできるように措置、併せて代行制度を導入
- 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設 (構成員は協議結果を尊重)

4. 再生可能エネルギーの活用促進

- 下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和を実施

水防法の改正の概要

課題

近年、洪水のほか、内水[※]・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発



H26.8避難所2階の浸水
(徳島県)



H25.8梅田駅周辺の浸水
(大阪市)

※)内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。条文上は、「雨水出水」。

方向性

想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実・強化

想定し得る最大規模の内水・高潮に対する避難体制等の充実・強化

下水道管理者と連携した、内水に対する水防活動の推進

改正の概要

○:水防法改正 ◇:水防法・下水道法改正

○ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



河川整備において基本となる降雨を前提

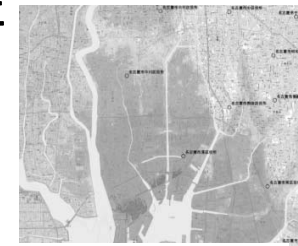


想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

○ 想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設

○ 内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設

※「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において実施することを想定



高潮浸水想定区域

◇ 下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

浸水想定区域…市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。
→ 洪水予報等、浸水被害の危険を周知する制度と相まって、避難体制等を充実・強化

- 内水・高潮に関する水位周知制度・浸水想定区域制度を創設
- 浸水想定区域の前提となる降雨・高潮を想定最大規模に拡充



➤ 地整

- ✓ 直轄河川の浸水想定区域(想定最大規模)指定
 - 全河川で来年度末まで(2カ年)を目途に指定
- ✓ 洪水、内水、高潮の水位周知・浸水想定区域作成・ハザードマップに係る助言・支援

➤ 都道府県

- ✓ 都道府県内にある海岸・都道府県管理下水道の水位周知指定・特別警戒水位設定
- ✓ 洪水予報河川、水位周知河川・海岸・下水道の浸水想定区域(想定最大規模)指定
 - 洪水浸水想定区域(都道府県管理河川):地下街等を浸水域に含む河川は概ね5年で指定
 - 水位周知下水道・内水浸水想定区域:地下街等が発達している区域は概ね5年で指定
 - 水位周知海岸・高潮浸水想定区域:三大湾・瀬戸内海・有明海等は概ね5年で指定
- ✓ 当該都道府県内の水位到達情報の伝達系統等を水防計画に規定

➤ 市町村

- ✓ 市町村管理下水道の水位周知指定・特別警戒水位設定
- ✓ 水位周知下水道の浸水想定区域(想定最大規模)指定
 - 水位周知下水道・内水浸水想定区域:地下街等が発達している区域は概ね5年で指定
- ✓ 市町村地域防災計画の更新、洪水・内水・高潮ハザードマップの作成・更新
- ✓ 当該市町村に係る水位到達情報の伝達系統等を水防計画に規定

高潮浸水想定区域の指定等

- 平成27年に改正された水防法に基づき、都道府県が高潮浸水想定区域の指定等に向けて検討中。
- 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、有明海、八代海については概ね5年程度(令和2年度目途)での指定を目指す。
- 平成30年3月に福岡県、平成31年4月に神奈川県が高潮浸水想定区域を指定済。

○ 水防法(平成27年5月改正)

高潮特別警戒水位の設定(第13条の3)

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

高潮浸水想定区域の指定(第14条の3)

都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

○ マニュアル等

- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(平成27年7月)
- ・高潮特別警戒水位の設定要領(平成27年7月)

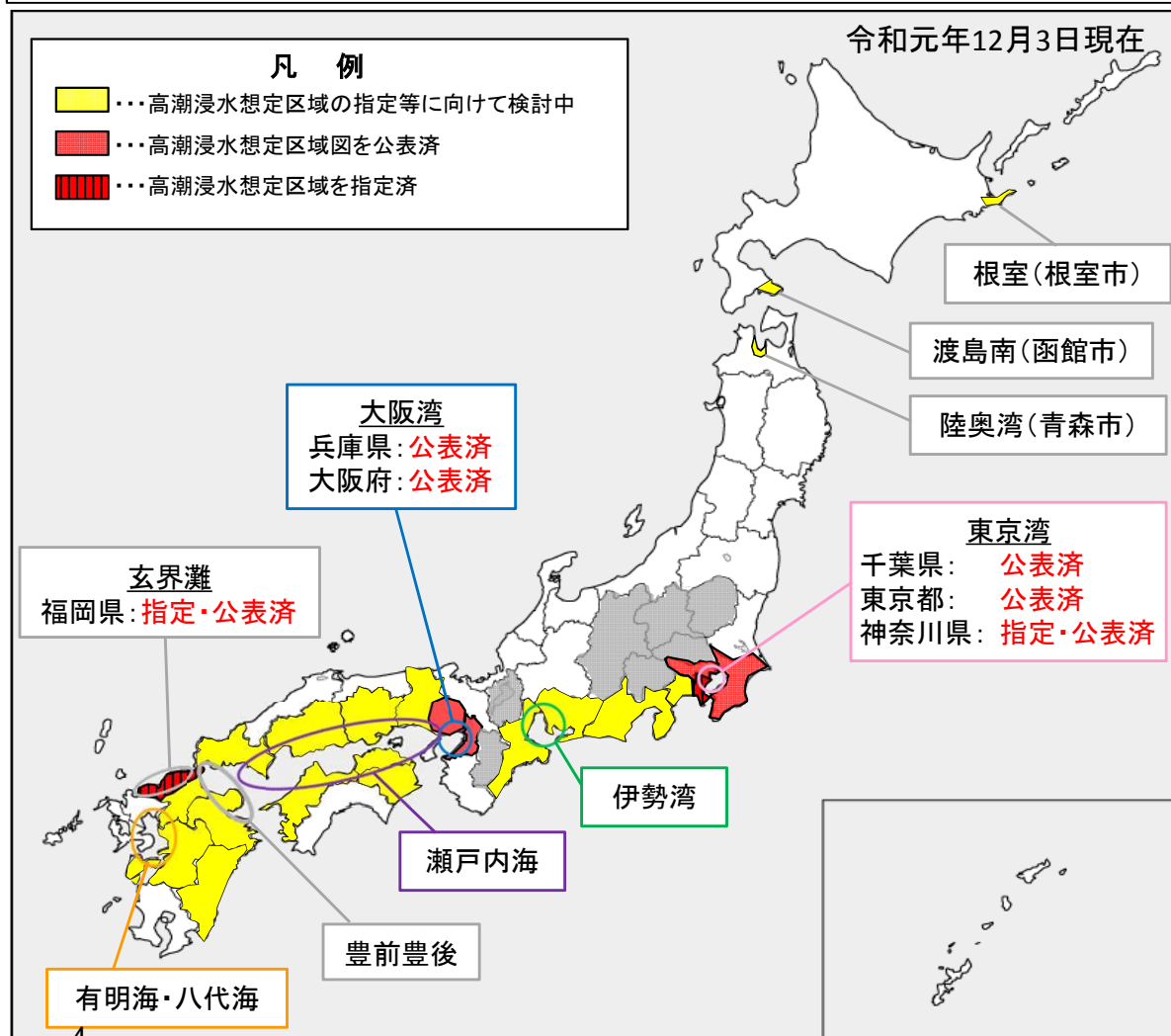
○ 財政上の支援

社会資本整備総合交付金

津波・高潮危機管理対策緊急事業の基幹事業の「津波・高潮ハザードマップの作成支援」を活用すれば、事業計画の総事業費の概ね2割を上限としてその内数として計上できる。

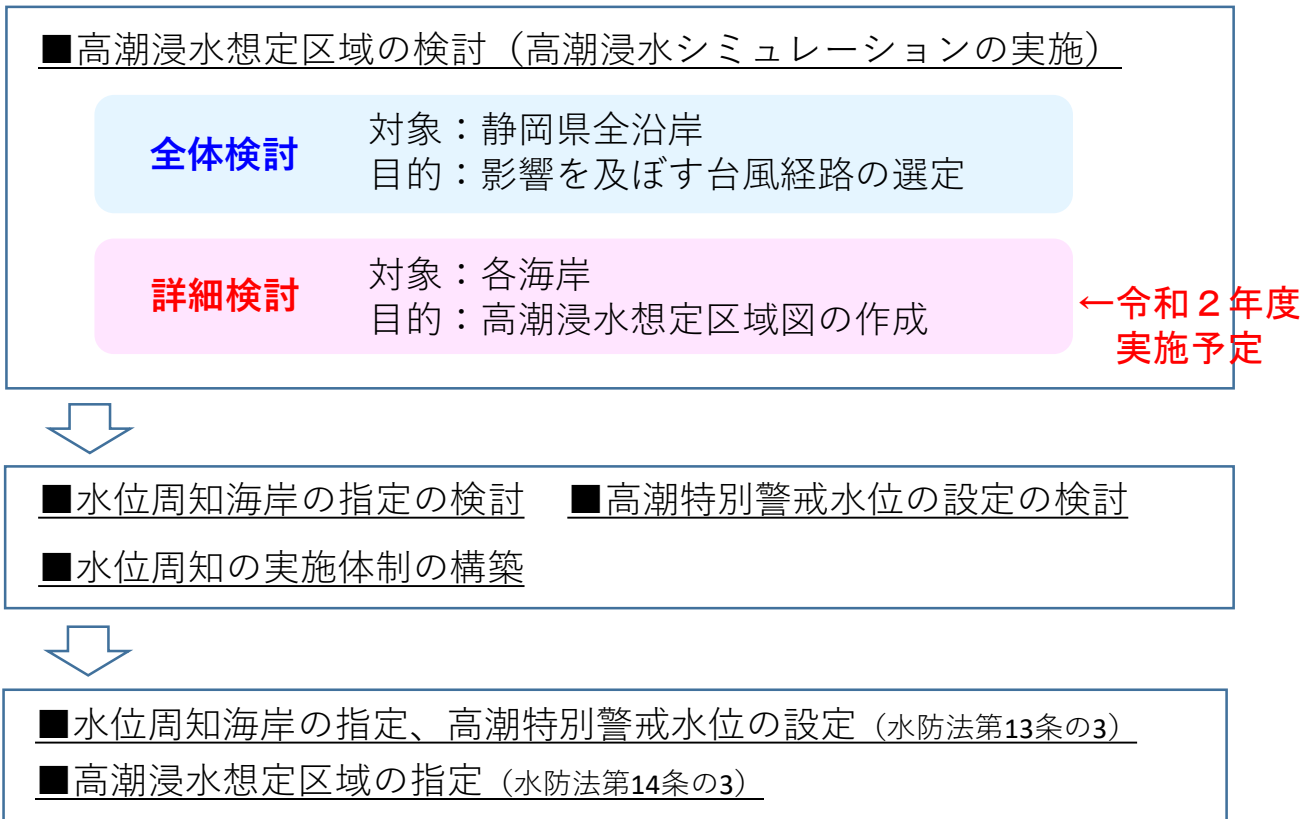
「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」
平成27年7月21日国水政第24号・国水下企第30号(抄)

高潮により大きな被害が発生するおそれの高い東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海若しくは有明海等に存する海岸については、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じることが特に必要であることから、これらに係る高潮浸水想定区域を、早期に指定するよう努められたい。なお、当該指定の実施目標は、概ね5年程度を想定している。



高潮浸水想定区域等の検討状況

【静岡県を進め方】



【高潮浸水想定区域の検討スケジュール】

検討項目	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
高潮浸水想定区域等検討	[Blue bar spanning H29 to R5]						
全体検討	[Blue bar spanning H29 to H30]						
詳細検討		[Blue bar spanning H30 to R5]					
駿河湾沿岸		[Blue bar spanning H30 to H31]		[Orange bar with stars spanning R1 to R2]			
伊豆半島沿岸			[Blue bar spanning H31 to R2]		[Orange bar with stars spanning R3 to R4]		
遠州灘沿岸					[Blue bar spanning R3 to R4]		[Orange bar with star spanning R5]

— 高潮浸水シミュレーション等
 — 関係機関調整
 ★ 浸水想定区域図公表等

高潮浸水想定区域の検討を進める上で市町等に依頼する事項

【 】内:下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町実施予定時期

《 》内:河津町、東伊豆町実施予定時期

資料収集段階

- ①海岸保全施設、河川管理施設の施設情報の提供 【施設管理者】 【済】《第1四半期》
- ②地形データの提供 【沿岸市町】 【済】《第2四半期》
- ③シミュレーションモデルの施設データ(位置・高さ)の確認 【施設管理者】 【済】《第2四半期》
- ④シミュレーションモデルの地形データの確認 【沿岸市町】 【済】《第2四半期》

シミュレーション実施段階

- ⑤シミュレーション計算結果の確認 【沿岸市町・施設管理者】 【第1四半期】《第3四半期》
※③,④で確認いただいたデータも合わせて確認いただきます。
- ⑥避難対策等を検討する上で必要となるデータの確認【沿岸市町】 【第1四半期】《第3四半期》
- ⑦高潮浸水想定区域図の公表に係る調整 【沿岸市町】 【第1四半期】《第4四半期》